

事故発生防止のための指針

1.施設及び訪問先における事故の防止に関する基本的な考え方

社会福祉法人二之沢真福会(以下、当法人という。また当法人には、特別養護老人ホームルネス二之沢及びショートステイ、ユニット型特別養護老人ホームルネス二之沢及びショートステイ、デイサービスセンタールネス二之沢、居宅介護支援センタールネス二之沢、高齢者あんしんセンタールネス二之沢を含む)は、「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に事故の防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者や相談者(以下、利用者という)一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で事故の防止に取り組みます。

2.事故の防止のための委員会その他施設内の組織

事故発生の防止等に取り組むにあたって「安全委員会(以下、事故発生防止委員会という)」を設置します。

(1)「事故発生防止委員会」の設置

①設置の目的

施設及び訪問先での事故を未然に防止し、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行なわれ、利用者に最善の対応を提供する体制を整備し、安全管理体制を組織全体で取り組むことを目的とします。

②事故発生防止委員会の構成員

- ア)施設長
- イ)医師
- ウ)生活相談員
- エ)介護支援専門員
- オ)看護責任者
- カ)介護責任者

※必要により委員会構成員を増員する。

③事故発生防止委員会の開催

事故発生防止委員会は、事故発生の未然防止、再発防止などの検討を行います。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催します。

④事故発生防止委員会の役割

ア)マニュアル、事故(ヒヤリハット)報告書等の整備

事故未然防止のため、定期的にマニュアルの見直し、必要に応じてマニュアルを更新します。事故(ヒヤリハット)報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新します。

イ)事故(ヒヤリハット)報告の分析および改善策の検討

各部署から報告のあった事故(ヒヤリハット)報告を分析し、事故発生防止のための改善策を検討し、その結果について施設長に提言します。

ウ)改善策の周知徹底

イ)によって検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

(2)多職種共同によるアセスメントの実施による事故予防

- ①多職種(介護, 看護, 栄養, 相談, 総務)共同によるアセスメントを実施します。
利用者の心身の状態、生活環境、家族関係等から、個々の状態把握に努めます。
事故に繋がる要因を検討し事故予防に向けた各種サービス計画を作成します。

②事故予防のため、必要に応じてカンファレンスを開催します。

(3)リスクマネジメント委員会との連携

事故発生防止委員会は、リスクマネジメント委員会と連携し、その役割に取り組みます。

3.事故発生防止における各職種の役割

施設及び訪問先において、事故発生防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(施設長)

事故発生予防のための総括管理

(医 師)

- 1)診断、処置方法の指示
- 2)各協力病院との連携を図る

(看護職員)

- 1)医師、協力病院との連携を図る
- 2)施設における医療的行為の範囲についての整備
- 3)介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
- 4)処置への対応
- 5)事故及びヒヤリ・はっと事例の収集、分析、再発防止策の検討
- 6)記録は正確、かつ丁寧に記録する。

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1)事故発生予防のための指針の周知徹底
- 2)緊急時連絡体制の整備(施設、家族、行政)
- 3)報告(事故報告・ヒヤリ・はっと)システムの確立
- 4)事故及びヒヤリ・はっと事例の収集、分析、再発防止策の検討
- 5)介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
- 6)家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応

(栄養士)

- 1)食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導
- 2)食中毒予防の教育と、指導の徹底
- 3)緊急時連絡体制の整備(保健所、各関係機関、施設、家族)

4)利用者の状態に合わせた食事形態の工夫

(介護職員)

- 1)食事・入浴・排泄・移動等介助における基本的知識を身につける。
- 2)利用者の意向に沿った対応を行い無理な介護は行わない。
- 3)利用者の疾病、障害等による行動特性を知る。
- 4)利用者個々の心身の状態を把握し、アセスメントに沿ったケアを行う
- 5)他職種協同のケアを行う
- 6)記録は正確、かつ丁寧に記録する。

(事務専門)

- 1)施設内の環境整備
- 2)備品の整備
- 3)職員への安全運転の徹底

4.事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生の防止等に取り組むにあたって、事故防止委員会及びリスクマネジメント委員会を中心として、事故発生防止に関する職員への教育・研修を、定期的かつ計画的に行います。

- ①定期的な教育・研修(年2回以上)
- ②新任者に対する事故発生防止の研修
- ③その他、必要な教育・研修

5.事故等の報告方法及び、介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

(1)報告システムの確立

情報収集のため、ヒアリングレポートや事故報告書を作成し、報告システムを確立し、収集された情報は、分析・検討を行い、事業所内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用います。

なお、この情報を、報告者個人の責任追及のためには用いません。

(2)事故要因の分析

集められた情報を基に、「分析」⇒「要因の検証」と「改善策の立案」⇒「改善策の実践と結果の評価」⇒「必要に応じた取り組みの改善」といったPDCAサイクルによって活用します。

また、その過程において自施設における事例だけではなく、知りうる範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます。

(3)改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、事故発生防止委員会及びリスクマネジメント委員会を中心として実践し、全職員に周知徹底を図ります。

6.事故発生時の対応

事故が発生した場合には、下記のとおり速やかに対応します。

- ①当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用安全確保を最優先として行動します。

関係部署及び家族等に速やかに連絡し必要な措置を講じます。

状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

②事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で、速やかに報告します。

報告の際には状況がわかるよう事実のみを記載するようにします。

③関係者への連絡・報告

関係職員からの報告等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー(短期入所、通所介護の利用者の場合)必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告を行います。

④損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当法人の加入する損害賠償保険で対応します。

7.その他災害等への対応

火災・大規模地震等の災害によるリスクの回避・軽減のため下記の手順で行います。

①防災計画の作成

②非常災害のための体制(自衛消防組織等)

③近隣住民等との防災協定の締結

④避難誘導訓練・消火訓練等の実施(年2回)

⑤避難・消火・通報装置等の設置及び定期的保守点検

⑥非常用食料等の備蓄

⑦上記体制の周知のための職員教育

⑧その他

8.事故対応防止のための指針の公表

この指針は、当施設内にいつでも自由に閲覧できるようにする。また、ホームページ上に公表するものとします。

この指針は、平成21年3月1日より施行する。

この指針は、令和6年6月1日より施行する。